

五條市自主防災組織運営補助金交付要綱

令和2年3月27日

五條市告示第21号

(目的)

第1条 市長は、地区において防災対策の推進を図るため、地区住民を中心とした自主防災組織の育成及び活動の支援を目的として、その運営に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和3年3月五條市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、各種災害に対処するために各地区自治会の区域を単位として、住民の連帯意識と「自助・共助の精神」に基づく自主防災活動を積極的に推進するとともに自主防災対策の確立を目指している組織をいう。

(補助対象経費)

第3条 地区で活動する自主防災組織の運営に必要な費用について補助する。ただし、次の各号に掲げる経費については補助の対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) 交際費
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食費（お茶代を除く。）
- (5) その他社会通念上、市の補助金で賄うことが不適切な経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計金額を限度とし、予算の範囲内で補助する。

- (1) 均等割額 30,000円
 - (2) 世帯割額 補助金を交付する年度の前年度3月31日時点の世帯数に35円を乗じた額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 2 国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することがある。また、市の他の補助金等又は市が助成している団体からの補助金等制度との併用はできない。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、五條市自主防災組織運営補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 運営計画書及び収支予算書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容の審査及び必要な調査を行い、交付の可否を決定し、五條市自主防災組織運営補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請のあった自主防災組織に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第9条 補助事業者は、交付決定金額以内で補助金の概算払を請求することができる。

2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとする場合は、五條市自主防災組織運営補助金概算払請求書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求の内容を適正と認めるときは、補助金の概算払を行うものとする。

（事業内容の変更）

第10条 補助事業者は、交付の決定を受けた事業について、その計画を変更しようとするときは、あらかじめ五條市自主防災組織運営補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる変更については、この限りでない。

- (1) 日程の変更又は計画の一部中止
- (2) 補助対象経費の30%未満の変更

（報告義務）

第11条 補助事業者は、年度末において遅滞なく五條市自主防災組織運営補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 運営実績報告書（様式第7号）
- (2) 対象経費分についての領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付及び精算）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合において適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に五條市自主防災組織活動補助金交付確定通知書（様式第8号）により通知するとともに、次項に規定する請求書の提出に基づき補助金を交付する。この場合において、第9条第3項の規定により概算払をしたときは、その額を精算して交付する。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、五條市自主防災組織運営補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業以外の目的に補助金を使用したとき。
- (2) 第10条の規定に違反したとき。
- (3) 第16条の規定による市長の報告の求めに従わなかったとき、又は調査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（財産の管理）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を備え、保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第21条第3号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格2万円以上の財産とする。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項に規定する処分を制限された取得財産等について、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ五條市自主防災組織運営補助金財産等処分申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(指示及び検査)

第16条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は書類等の検査を行うことができる。

(書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助対象に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象となる年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年五條市告示第80号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年五條市告示第195号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年五條市告示第43号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年五條市告示第65号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。